

「電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見」（意見募集稿）
に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
第一条	「電子商取引プラットフォームを介する模倣、海賊版等の権利侵害商品の提供行為を法により制止し」と規定されるところに「侵害品」を追加し、「電子商取引プラットフォームを介する侵害品、模倣、海賊版等の権利侵害商品の提供行為を法により制止し」と修正いただくことを要望いたします。	「権利侵害商品」に対して単に「模倣、海賊版等」と例示するだけであると、特に「模倣、海賊版」を対象にした規定のようにも受け取れるので、「侵害品」も含まれていることを明確にさせていただくべきと考えます。
第四条	「電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が知的財産権を侵害したことを知った場合又は知るはずであった場合、侵害された権利の性質、具体的な侵害の状況と技術条件に応じ、必要な措置を速やかに講じなければならない。」と規定されるうち、「技術条件」とは何を指すのか不明確でなので、明確に記載いただくことを要望いたします。	「技術条件に応じ、必要な措置を速やかに講じなければならない。」とありますが、「技術条件」の意味する内容が不明であるので、明確にさせていただくべきと考えます。
第四条	「プラットフォーム内事業者が複数回にわたって意図的に知的財産権を侵害した場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は取引とサービス提供を終了させる措置を講じる権利を有する。」と規定されるうち、「意図的に」を削除し、以下のように修正いただくことを要望いたします。 「 <u>電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が複数回にわたって意図的に知的財産権を侵害したと認定した場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は取引とサービス提供を終了させる措置を講じる権利を有する。</u> 」	「複数回にわたって意図的に知的財産権を侵害した場合」とありますが、「意図的に」知的財産権を侵害したのかどうかを証明または認定することは極めて困難です。 よって、措置を講じる立場の、電子表取引プラットフォーム運営事業者が、複数回の侵害を認定した場合に自ら措置を講じることができるよう、規定すべきと考えます。
第六条	「ただし、関連措置は、 <u>法により知的財産権を維持する権利者の行為</u> に対して不合理	「法により知的財産権を維持する権利者の行為」とありますが、何を指すのか不明確

	<p>な条件や障害を設けたり、通知・声明の有効性に影響したりするものであってはならない。」と規定されるうち、「法により知的財産権を維持する権利者の行為」の意味が不明であるので、どのような行為を想定しているかが明確となるように「法により知的財産権を維持する権利者による通知等の行為」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>です。権利者による「通知」等の行為を含むものと思われますので、例示を加えて明確になるよう修正すべきと考えます。</p>
<p>第七条</p>	<p>「知的財産権利者が電子商取引法第四十二条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に出す通知には、・・・電子商取引プラットフォームに要請する具体的な措置、通知の真実性に関する保証等が含まれる。」と規定されるうち、「通知の真実性に関する保証」が不明確であり、以下の通り、削除いただくことを要望いたします。</p> <p>「知的財産権利者が電子商取引法第四十二条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に出す通知には、・・・電子商取引プラットフォームに要請する具体的な措置、通知の真実性に関する保証等が含まれる。」</p>	<p>「通知の真実性に関する保証」とは何を指すのか不明確であるので、削除をすべきと考えます。</p>
<p>第九条</p>	<p>「プラットフォーム内事業者が電子商取引法第四十三条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に提出する侵害行為が存在しない旨の声明には、一般的に、<u>有効なプラットフォーム内事業者の情報、・・・、正当な使用である等を含む侵害行為が存在しないことの初歩的な証拠、・・・</u>が含まれる。」との規定について、以下（１）（２）の通り要望いたします。</p> <p>（１）「有効なプラットフォーム内事業者の情報」については、どのような情報を含むのか明確ではないので、例えば「有効なプラットフォーム内事業者の<u>身分、住所および連絡先を含む</u>情報」と修正いただくことを要望い</p>	<p>（１）「有効なプラットフォーム内事業者の情報」とはどのような情報なのかを明確にすることが必要と考えます。</p> <p>参考までに、最高人民法院から同日付けで意見募集が出ている「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」第四条には「上述の声明には、侵害行為の不存在に関する初歩的な証拠及びネットワークユーザーの<u>真実な個人情報</u>が含まなければならない。」と相当する規定があり、また「中華人民共和国電子商取引法」第二十七条には「プラットフォームでの商品販売やサービス提供を申請する経営者に対し、<u>その身分、住所、連絡先</u>、行政許可等の真実な情報を提出するよう要求</p>

	<p>たします。</p> <p>(2)「正当な使用である等を含む侵害行為が存在しないことの初歩的な証拠」については、「初歩的な証拠」とはどのようなものか不明確です。権利者は、その証拠に基づき、その後に人民法院又は行政機関への手続が必要となることから、「初歩的な証拠」ではなく「合理的な証拠」であることが必要です。よって、「正当な使用である等を含む侵害行為が存在しないことの合理的な初歩的な証拠」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>し」と規定されていることから、これらを参考に具体的に情報の内容を例示すべきと考えます。</p> <p>単なる「有効なプラットフォーム内事業者の情報」ではなく、例えば「有効なプラットフォーム内事業者の身分、住所および連絡先を含む情報」のように明確に規定すべきと考えます。</p> <p>(2)「初歩的な証拠」とはどのような証拠なのか不明確です。この後の訴訟や行政手続を考えると、「合理的な証拠」であるべきと考えます。</p>
<p>第十一条</p>	<p>「プラットフォーム内事業者により提出された侵害が存在しない旨の声明を知的財産権利者に転送した後、<u>25 営業日以内に</u>、知的財産権利者が提出すべき人民法院又は行政機関の受理通知書を電子商取引プラットフォーム運営事業者が受け取っていない場合」と規定されていますが、</p> <p>同日付けで意見募集されている最高人民法院による「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」第四条には「合理的な期間内」、「中華人民共和国電子商取引法」第四十三条には「15 日以内」と各々規定されており、整合性がありません。</p> <p>権利者は声明を受領しても直ちに訴訟等の手続を行うことは困難であるので、「25 営業日以内」を「合理的な期間内」に修正し、「プラットフォーム内事業者により提出された侵害が存在しない旨の声明を知的財産権利者に転送した後、<u>合理的な期間内 25 営業日以内に</u>、知的財産権利者が提出すべき人民法院又は行政機関の受理通知書を電子商取引プラットフォーム運営事業者が受け取っていない場合」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「声明を知的財産権利者に転送した後、25 営業日以内に」と規定されるものの、関連する「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」および「中華人民共和国電子商取引法」の規定と整合しないこと、加えて、権利者は声明を受領しても直ちに訴訟等の手続を行うことが困難な場合もあるので「合理的な期間内」と修正することが適切であると考えます。</p> <p>もし期間設定が必要であるならば、「25 営業日以内に、人民法院又は行政機関への手続する意思を書面で示し、合理的な期間内にその受領通知」と修正いただくと、電子商取引プラットフォーム運営事業者と知的財産権利者の双方にとって運用しやすくなるものと考えます。</p>

	<p>一方、本指導意見において、期間設定が必要であるならば、「25 営業日以内」に権利者が意思を示し、その後に受理通知を提出するように規定いただき、「プラットフォーム内事業者により提出された侵害が存在しない旨の声明を知的財産権利者に転送した後、25 営業日以内に、知的財産権利者が<u>提出すべき</u>人民法院又は行政機関へ<u>手続する意思</u>を<u>書面で示し、合理的な期間内にその</u>受理通知書を電子商取引プラットフォーム運営事業者が受け取っていなかった場合」のように修正いただくことを要望いたします。</p>	
--	---	--

(以上)